

資料番号	5
------	---

令和4年7月19日
課名 土木建築局港湾振興課
担当者 課長 上場
内線 4018

「放置艇解消のための基本方針」の見直しについて

1 要旨・目的

平成30年3月に策定した「放置艇解消のための基本方針」（以下「基本方針」という。）について、これまでの取組状況等を踏まえて、見直しを行う。

	基本方針の概要と現行の取組方針	
策定趣旨	従来の施設整備と放置規制による対策を補完して、これまで対策が遅れてきた地方部の港湾・漁港内の水域や既存の係留設備を活用し、プレジャーボートの係留を可能とする「小型船舶用泊地」（以下「泊地」という。）を指定し、放置艇の解消を図っていく。⇒ 泊地使用許可制度及び使用料を規定（令和元年6月条例改正）	
目標年度	泊地の指定	平成34（令和4）年度末
	放置艇の解消（泊地使用許可）	平成34（令和4）年度末
	使用料の徴収開始時期	平成35（令和5）年度
使用料徴収の考え方	泊地指定の先行地区と後発地区との公平性を考慮して、ほぼ全ての泊地指定が完了する年度から一斉徴収する経過措置を設ける。	
係留保管場所確保の義務付け	新たな放置艇の発生防止の抜本策として、車の車庫証明のような保管場所確保の義務付け制度の創設を検討する。 ⇒ 係留保管場所の確保及び届出を義務化（令和2年3月条例改正）	

2 現状・背景

- 基本方針に基づき令和元年度後半から現地での放置艇対策に取り組んでいるが、泊地指定に必要な漁協との交渉が難航するケースが多い中、新型コロナウイルス感染症の影響により関係者との交渉機会を十分に確保できなかった事情が重なり、令和3年度末時点で、県管理水域における放置艇の削減は1,959隻（削減率23%）、泊地の指定は累計45地区（進捗率35%）に留まっている。
- 目標最終年度である今年度末においても、計画している泊地の指定を全て終える事は困難な見通しであり、泊地指定がほぼ完了してから一斉に料金徴収を開始（料金徴収の公平性を確保）する観点から、現行条例で予定している使用料の徴収開始時期等を延長せざるを得ない状況にある。

【県管理水域における放置艇削減・泊地指定実績】

		H30	R元	R2	R3	累計
各年度の放置艇削減数		—	307隻	761隻	891隻	1,959隻
内訳	泊地使用許可	—	0隻	376隻	589隻	965隻
	自主撤去等	—	307隻	385隻	302隻	994隻
放置艇数 A (削減率) (8,538-A)/8,538		8,538隻 (0%)	8,231隻 (4%)	7,470隻 (13%)	6,579隻 (23%)	—
各年度の泊地指定数		0地区	5地区	12地区	28地区	45地区
泊地指定数(累計) B (進捗率) B/要指定泊地130地区		0地区 (0%)	5地区 (4%)	17地区 (13%)	45地区 (35%)	—

3 概要

(1) 対象者

プレジャーボート所有者，漁船所有者及び漁業協同組合等

(2) 見直し内容

漁協との交渉が難航している地区においては，各地区の個別課題に応じた具体的な解決策を提案し，関係者の理解が進むよう取り組むとともに，全県的な撤去指導及び廃船処理を加速させ，新たに設定する目標年度までの放置艇解消に向けて，次のとおり基本方針を見直す。

ア 放置等禁止区域及び泊地の指定完了

令和4年度末 → 令和6年度末（2年間延長）

イ 放置艇解消

令和4年度末 → 令和7年度末（3年間延長）

令和6年度末の泊地指定完了後，申請から係留許可までの事務手続期間や，督促等に従わない者に対する監督処分や代執行等の集中取組期間として，更に1年間を充てる。

ウ 使用料の徴収開始時期

令和5年度 → 令和7年度（2年間延長）

計画している泊地のほぼ全ての指定を完了し，収容対象隻数見合いの泊地が確保できる見込みの年度まで，使用料の徴収開始時期を延長する。

エ 係留保管場所等の届出期間

泊地指定完了の2年間延長に伴い，令和3年3月31日以前からプレジャーボートを所有する者（令和5年4月1日から係留保管場所確保が義務化）の係留保管場所等の県への届出期間を，次のとおり2年間延長する。

令和5年4月1日～令和5年9月30日 → 令和5年4月1日～令和7年9月30日
（2年間延長）

(3) スケジュール

令和4年8月 基本方針見直し，広島県放置艇対策協議会で市町等関係機関に説明

令和4年9月 関係3条例※を一部改正する議案を9月定例会に上程

年度末まで 各市港湾・漁港管理条例（使用料の徴収開始時期）の一部改正を依頼

※ 広島県港湾施設管理条例，広島県漁港管理条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例